

議案第9号

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理に

関する条例の制定について

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定しようとする。

令和7年3月4日提出

天理市長 並 河 健

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整理に関する条例

(天理市情報公開条例の一部改正)

第1条 天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を削る。

(天理市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 天理市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月天理市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を削る。

(天理市政治倫理条例の一部改正)

第3条 天理市政治倫理条例（平成23年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2」を削る。

(天理市行政手続条例の一部改正)

第4条 天理市行政手続条例（平成8年12月天理市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、市の」を「及び市の」に改め、「及び市の企業管理規程」を削る。

(天理市職員定数条例の一部改正)

第5条 天理市職員定数条例（昭和31年4月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、公営企業」を削る。

第2条第1号中「445人」を「501人」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

(天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年9月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項」を削る。

第8条第1項を次のように改める。

天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号。以下「給与条例」という。）第3条から第6条の2まで、第9条、第10条、第10条の3、第13条から第15条まで、第18条及び第21条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

第8条第3項を削る。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第7条 職員の分限に関する条例（平成2年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び」を削る。

(天理市の職員の定年等に関する条例の一部改正)

第8条 天理市の職員の定年等に関する条例（昭和58年12月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「及び天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例（昭和41年12月天理市条例第35号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職」を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一

部改正)

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例  
(平成9年3月天理市条例第3号) の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び」及び「であって、企業職員以外のもの」を削る。

第8条（見出しを含む。）中「企業職員又は」を削る。

（公益的法人等への天理市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第10条 公益的法人等への天理市職員の派遣等に関する条例（令和6年3月天理市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する地方公営企業に勤務する職員（以下「企業職員」という。）及び」及び「であって、企業職員以外のもの」を削る。

第5条中「企業職員及び」を削る。

第8条（見出しを含む。）中「企業職員又は」を削る。

（天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第11条 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第50号中「上下水道事業経営審議会」を「下水道事業経営審議会」に改める。

（天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第12条 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業に勤務する者を除く。」を削る。

（天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第13条 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和38年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第

289号) 第3条第4号の職員を除く。)」を削る。

(天理市債権管理条例の一部改正)

第14条 天理市債権管理条例（平成27年9月天理市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者」を削る。

第3条中「及び地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程」を削る。

(天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正)

第15条 天理市水洗便所改造資金貸付基金条例（昭和49年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に改め、同条第3号中「管理者」を「市長」に改める。

第8条から第10条までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

(天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第16条 天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月天理市条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天理市下水道事業の設置等に関する条例

第1条を次のように改める。

(下水道事業の設置)

第1条 下水を排除し、処理することにより、市民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用海域の水質保全を図るために下水道事業を設置する。

第2条の見出しを「（法の財務規定等の適用）」に改め、同条中「法の規定の全部」を「法第2条第2項に規定する財務規定等」に改める。

第3条第1項中「水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を「下水道事業」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第4条を削る。

第5条中「上下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「上下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「上下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「提出」を「作成」に改め、同条第1項中「管理者」を「市長」に、「上下水道事業」を「下水道事業」に、「市長に提出」を「作成」に改め、同条第2項第3号中「上下水道事業」を「下水道事業」に、「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「提出」を「作成」に、「管理者」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「管理者」を「市長」に改め、同条を第8条とする。

(天理市上下水道事業経営審議会条例の一部改正)

第17条 天理市上下水道事業経営審議会条例（平成23年3月天理市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 天理市下水道事業経営審議会条例

第1条中「水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を「下水道事業」に、「天理市上下水道事業経営審議会」を「天理市下水道事業経営審議会」に改める。

第2条中「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に、「上下水道事業に」を「下水道事業に」に、「上下水道事業の経営」を「下水道事業の経営」に、「管理者に」を「市長に」に改める。

第3条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第6条中「上下水道局総務経営課」を「建設部下水道課」に改める。

(天理市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正)

第18条 天理市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例（平成28年3月天理市条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 天理市下水道事業の剩余金の処分等に関する条例

第1条中「水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を「下水道事業」に、「上下水道事業の」を「下水道事業の」に改める。

第2条第1項中「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に改める。

第4条第2項及び第5条中「管理者」を「市長」に改める。

（天理市水道水源保護条例の一部改正）

第19条 天理市水道水源保護条例（平成14年6月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に改め、同条第3号及び第4号中「管理者」を「市長」に改める。

第3条第2項を削る。

第5条第1項、第3項及び第6項、第7条、第8条第1項から第4項までの規定、第9条第2項、第10条第2項、第12条、第13条第1項並びに第14条から第18条までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

（天理市下水道条例の一部改正）

第20条 天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に改める。

第3条並びに第4条第3号及び第4号中「管理者」を「市長」に改める。

第5条中「管理規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改める。

第6条第1項及び第2項中「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「管理規程」を「規則」に改める。

第7条中「管理者」を「市長」に改める。

第7条の2第3号、第5号及び第6号中「管理規程」を「規則」に改める。

第8条第1項中「管理規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改める。

第9条の3中「管理規程」を「規則」に改める。

第10条の2及び第12条中「管理者」を「市長」に改める。

第14条第1項中「管理者」を「市長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する検針が隔月の場合は、当該検針により算出した使用水量を当該検針日の属する月分及び前月分として使用料を算定する。この場合において、使用水量は毎月均等とみなし、1立方メートル未満の端数がある場合は、当該検針日の属する月の前月分の使用水量に加算する。

第14条第4項中「前3項」を「前4項」に、「管理者」を「市長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項第1号中「管理者」を「市長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項に規定する検針が毎月の場合は、当該検針により算出した使用水量により使用料を算定する。

第15条第2号及び第3号中「管理者」を「市長」に改める。

第15条の2中「管理規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改める。

第16条、第17条第1項、第17条の2第1項、第18条及び第20条中「管理者」を「市長」に改める。

第22条第1項中「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「、「市長」とあるのは「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」と」を削る。

第23条から第26条までの規定及び第30条中「管理者」を「市長」に改める。

(天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第21条 天理市農業集落排水処理施設条例（平成9年3月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に改める。

第4条及び第5条中「管理者」を「市長」に改める。

第6条中「管理規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改める。

第7条及び第8条中「管理者」を「市長」に改める。

第9条中「管理規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改める。

第12条第1項及び第13条中「管理者」を「市長」に改める。

第15条第1項中「管理者」を「市長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する検針が隔月の場合は、当該検針により算出した使用水量を当該検針日の属する月分及び前月分として使用料を算定する。この場合において、使用水量は毎月均等とみなし、1立方メートル未満の端数がある場合は、当該検針日の属する月の前月分の使用水量に加算する。

第15条第4項中「前3項」を「前4項」に、「管理者」を「市長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項第1号中「管理者」を「市長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項に規定する検針が毎月の場合は、当該検針により算出した使用水量により使用料を算定する。

第16条第1項第2号及び第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第16条の2中「管理規程」を「規則」に、「管理者」を「市長」に改める。

第17条及び第18条中「管理者」を「市長」に改める。

第19条第1項中「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「、「市長」とあるのは「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」と」を削る。

第20条から第23条までの規定及び第27条中「管理者」を「市長」に改める。

(天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第22条 天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」を「市長」に改める。

第3条、第6条、第7条並びに第8条第1項及び第3項、第9条、第10条第2項並びに第11条から第16条までの規定中「管理者」を「市長」に改める。

(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例等の廃止)

第23条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等の種類及び基準に関する

る条例（昭和41年12月天理市条例第35号）

（2）天理市水道事業給水条例（平成9年12月天理市条例第37号）

（3）天理市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年3月天理市条例第18号）

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により作成する令和6年10月1日から令和7年3月31までの水道事業の業務の状況を説明する書類については、第16条の規定による改正前の天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第8条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条の見出し中「提出」とあるのは「作成」と、同条第1項中「管理者」とあるのは「市長」と、「上下水道事業」とあるのは「水道事業」と、「市長に提出」とあるのは「作成」と、同条第2項各号列記以外の部分中「するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。」とあるのは「するものとする。」と、同項第3号中「上下水道事業」とあるのは「水道事業」と、「管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「提出」とあるのは「作成」と、「管理者」とあるのは「市長」とする。

（天理市水道水源保護条例等の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、第19条の規定による改正前の天理市水道水源保護条例、第20条の規定による改正前の天理市下水道条例、第21条の規定による改正前の天理市農業集落排水処理施設条例及び第22条の規定による改正前の天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の規定により上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」と

いう。)に対してされている申請その他の手続及び当該申請その他の手続に対して管理者からなされた処分その他の行為は、それぞれ、施行日以後の第19条の規定による改正後の天理市水道水源保護条例、第20条の規定による改正後の天理市下水道条例、第21条の規定による改正後の天理市農業集落排水処理施設条例及び第22条の規定による改正後の天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の規定により市長に対してされている申請その他の手続及び当該申請その他の手続に対して市長からなされた処分その他の行為とみなす。

(天理市水道事業給水条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 施行日前の水道の使用に係る料金の算定等及び施行日前の水道施設分担金の額等については、第23条第2号の規定による廃止前の天理市水道事業給水条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。